

事業法人通信

2019年 8月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～2019年度税制改正⑧～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は法人事業税の税率変更である。

(ポイント)

- 法人事業税率変更
- 特別法人事業税にて税源調整

1.法人事業税率

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置が講じられる。法人事業税の都市と地方等の税源調整を行う目的から、法人事業税(所得割・収入割)の標準税率が2019年10月1日以後に開始する事業年度から、以下のようになる。2019年10月からの消費税率10%引上げ時において、法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)とする措置となる。当該税率の適用時期は、2019年10月1日以後に開始する事業年度からとなる。

【現行及び改正の税率対照表】

区分	2016年4月1日から 2019年9月30日までの間 の開始事業年度	2019年10月1日以後開始事業年度	
		現 行	改 正
資本金又は出資金 1億円以下の普通 法人等	年400万円以下の所得	3.4%	5.0%
	年400万円超 年800万円以下の所得	5.1%	7.3%
	年800万円超の所得	6.7%	9.6%
資本金又は出資金 1億円超の普通法人	年400万円以下の所得	0.3%	1.9%
	年400万円超 年800万円以下の所得	0.5%	2.7%
	年800万円超の所得	0.7%	3.6%

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匠成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～2019年度税制改正⑧～

2. 特別法人事業税

地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を踏まえ、大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税等が創設される。2019年10月からの消費税率10%引上げ時において復元後の法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)とする措置が講じられる。当該税率の適用時期は2019年10月1日以後に開始する事業年度からとなる。

【税率表】

区分		特別法人事業税率
法人	課税標準(※)	
資本金又は出資金1億円超の普通法人	所得割にかかる税額	260.0%
資本金又は出資金1億円以下の普通法人等	所得割にかかる税額	37.0%

(注1)課税標準

標準税率により計算した所得割にかかる税額又は収入割にかかる税額が課税標準となる。

(注2)申告納付

特別法人事業税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとされる。

(注3)地方法人特別税の廃止

地方法人特別税は2019年10月1日以後に開始する事業年度より廃止される。

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(地方納税)

地方税共通納税システムは一度の手続で複数の地方公共団体に一括納税できるようにするシステムで2019年10月から導入が予定されている。当該システムに対応できる金融機関(銀行や信用金庫、信用組合、農漁協、労働金庫等)も2019年7月時点で1000を超えており、現在の納税手続では、電子納税に対応している地方公共団体は一部に限られており、実務担当は各地方公共団体が発行する納付書を取得、指定された金融機関等を経由、個別手続せざるを得ないのだ。納付書形式や取扱可能金融機関も自治体ごとにバラバラである。納付自治体数が多いと手続回数も増え、作業時間がかかる。今後、地方税共通納税システムが稼働すれば、複数の地方公共団体に申告から納付までが一連の流れでできるようになり効率化が図れる。煩雑手続も簡単に済ますことができて事務負担の軽減が期待できるという。

朝日税理士法人 担当:木村 匠成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。